

参加者による終了時検証及び改良等

作成年月日：令和 8 年 6 月 2 6 日

作 成 者：青森県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業及び承認漁業等の資源管理協定第 1 4 条第 1 項に規定する協定管理委員会
会長 二木春美

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	青森県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業及び承認漁業等の資源管理協定		
	対象の水域	中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）		
	対象の資源	くろまぐろ（小型魚）（青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針 別紙1-1）、くろまぐろ（大型魚）（青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針 1-2）		
	対象の漁業	定置漁業及び承認漁業等のほかこれら以外の全ての漁業		
	協定の有効期間	令和3年 4 月 1 日から令和8年 3 月31日まで		
検証の日程等	中間検証（有効期間の 2 分の 1）	有効期間終了時の検証	備考	
	未実施	令和 8 年度		

＜取組の概要と評価（対象の資源ごとに作成）＞

対象の資源名	くろまぐろ（大型魚）（青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針 別紙1-2）							
対象資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和3,4,5年度)			対象資源の青森県における令和7年度漁獲可能量784.1トンに対し、協定参加者による漁獲は743.8トンであり、全体の94.9%である。					
資源管理の目標と取組内容	資源管理の目標		中西部太平洋まぐろ類委員会での合意に従い、以下のとおりとする。 1 暫定回復目標：歴史的中間値（昭和27年（1952年）から平成26年（2014年）までの親魚資源量の中間値をいう。） 2 時期回復目標：若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント					
	協定の取組内容		管理期間毎に、青森県くろまぐろ（小型魚）漁業管理区分及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業管理区分に配分された数量を参加団体等に対して、定置漁業及び承認漁業等の別に、過去の漁獲実績等を勘案して配分し、各参加団体等に所属する参加漁業者は、それぞれが所属する参加団体等並びに定置漁業及び承認漁業等の別に配分された数量を遵守するものとする。					
	その他の管理措置		新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	備考 令和3年は、大間・奥戸・大畑町漁協の一部漁業者による未報告事案が発生。令和7管理年度の追加配分時に、大型魚14.6トンについて一括で差し引かれた。
	履行状況	-	×	○	○	○	○	
	参加団体	漁協	37	37	37	37	39	
	取組内容	トン	489.7	588.8	532.6	612.8	784.1	
	取組実績	トン	449.5	552.1	525.3	591.1	743.8	
資源状況	ISCは資源状態について、最近年（2022年）の親魚資源量は一般的に用いられている管理基準値と比較しても「減りすぎ」の状態を脱却しており、近年（2020～2022年）の漁獲強度は、一般的に用いられる管理基準よりも低く、「獲り過ぎ」の状態にもないとした。（（国研）水産研究・教育機構 水産資源研究所 令和6年度国際漁業資源の現況）							
取組の評価	取組の効果が継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）							
評価内容	令和3年に一部参加者による協定違反が発生した。しかしながら、協定全体としては、青森県の資源管理方針に基づき、漁獲可能量の7割に達した段階で漁獲量の公表を行うとともに、漁獲可能量の9割に達した段階で採捕の抑制に関する指導を行ったことで、漁獲可能量の遵守へとつながった。							
取組の改良点等								

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

判定	取組の効果が継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない（外部要因を考慮した取組の改良が必要）
検証内容	本協定の取組により、協定参加団体への適切な漁獲枠の配分と管理が行われたことから、漁獲可能量の遵守へと繋がった。 令和3年の協定協定違反を踏まえ、管理を徹底する。

※ 以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日： 年 月 日

対応	
----	--

資源管理協議会等による終了時検証

上記について、資源管理協議会による検証結果は以下のとおり。

記載年月日：令和8年6月25日

判定	取組の効果があり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)	
	検証内容	本協定の取組により、協定参加団体への適切な漁獲枠の配分と管理が行われたことから、漁獲可能量の遵守へと繋がった。